令和 4 年 3 月 25 日 (金曜日)

묵

外

(第 28 号)

目 次

○石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則 (医療対策課) 1 ○石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を 改正する規則

(少子化対策監室) 4

規

則

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和四年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正

## 石川県規則第十六号

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「八月三十一日」を「八月十六日」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

(第二看護学科)

	教 育 内 容				授	業	科	目				単位数		時間数
	科学的思考の基盤	生物							学		1	30		
		日		本	i	語	剨	₹	現		法		1	30
		情		報		乖	+		学		Ι		1	15
基		情		報		乖	+		学		$\Pi$		1	30
		統				言	†				学		1	30
	人間と生活、社会の理解	心				旦	E				学		1	30
礎		社				垒	<u> </u>				学		1	30
		教				育	Ĩ				学		1	30
分		倫				旦	E				学		1	30
		生			活			科			学		1	15
		文		化		J			類		学		1	15
野		人		間		厚	1		係		論		1	30
		医			療			英			語		1	30
		61	き	11	き	健	康	づ	<	Ŋ	論		1	30
		月	`		i	†							14	(375)
	人体の構造と機能	解				古	ij				学		2	45
		生				里	Į.				学		2	45
		生				1	Ľ				学		1	15
		栄			養			学			Ι		1	15
	疾病の成り立ちと回復の	栄			養			学			П		1	15
	促進	薬				Ē	Į.				学		1	30

뭉

専		病				理				学	1	(
		疾			病		Ī	論		Ι	1	(
門		疾			病		Ī	論		$\Pi$	1	;
		疾			病		Ī	論		${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	1	
基		疾			病		į	論		IV	1	;
		微			生		!	物		学	1	;
礎		治			療		÷	総		論	1	;
		疾	病	理角	解の	看	護	学	的	見 点	1	
分	  健康支援と社会保障制度	健		康	**	管		理		論	1	
		医		療		ح		稻		済		
野		公		衆		衛		生		学		;
- 4		社		会		福		有		論	1	
		看		護	関	1114	係	13.	法	令		
		生		и×	命			倫	124	理		
		<u> </u>			 計			IIIIJ			22	(5
	基礎看護学	看		護	 学		概		論	I	1	(0)
	ZENCIA IX I	看		護	学		概		論	I		
		共	通		基	本		技	術	I	2	
		共	通		基	本		技	術	I		
		ヘフ			カル	ア	セ	ス		ント		
		看	'		護	,		過		· 程		
		臨			床			判		断		
		H	常	生	活	援	助		支 術		1	
			常	生	活	援	助助				1	
		日日	常	生生	活	援	助助	1) 打			1	;
		診	療	生		7友	助助	技	術	II	1	
		診	療	σ,			助助	技	術	I	1	•
		臨		床	看		護	1X	総	論	1	
		看		<i>//</i> ^				研	形心	完		
	地域 カウ毛灌染	地		 域	護と		- 暮	HVI	<u> </u>		1	
	地域・在宅看護論				_	<i>∓</i> .	吞	=#		L ⇒△		
		家地	域	族 ·	在	看宅	看	護護		論		:
			域域									
		地	现	·		看看	護護	援援		論 I 論 Ⅱ		;
击		네	4-4	7				17		m II	1	•
専		地		· 在							1	
専	<b>比上</b> 系:	地	域	· 1	E 宅	看	護	援	助言	論Ⅲ	1	
専	成人看護学	地成	域 人	· 1	E 宅 看	看護	護	援 学	助調概	論□	1	
	成人看護学	地成成	域 人 人	· 右	E 宅 看 護	看 護 学	護援	援 学 助	助 i 概 か 論	à Ⅲ à i I	1 1	
専門	成人看護学	地成成成	域 人 人 人	· 右 、 看 看	E 宅 看 護 護	看 護 学 学	護援援	援 学 助 助	助 i 概 i	論	1 1 1	
	成人看護学	地成成成成	域 人 人 人	· 在 看看看	至 名 <b> </b>	看護学学学	護 援 援 援	援 学 助 助	助		1 1 1 1	
	成人看護学	地成成成成成	域人人人人人	· 看看看看	在	看護学学学学	護援援援援援	援 学 助助助	助 i 概		1 1 1 1	
門	成人看護学	地成成成成成成	域人人人人人人	· 看看看看看	在	看護学学学学	護援援援援援	援 学 助助助助 助	助 概		1 1 1 1 1	
		地成成成成成成成	域人人人人人人人	· 看看看看看	宅 看 護 護 護 護 護	看護学学学学学	護援援援援援援	援 学 助助助助助助助助	助 概	論 III	1 1 1 1 1 1	
門	成人看護学老年看護学	地成成成成成成老	域人人人人人人人	· 看看看看看看	E 看護護護護護護	看護学学学学学	護援援援援援援	援	助 概	論 III	1 1 1 1 1 1 1	
門		地成成成成成成老老	域人人人人人人人年年	· 看看看看看看	宅 看 護 護 護 護 護 護 護	看護学学学学学	<ul><li>護</li><li>援援援援援</li><li>学</li></ul>	援	助概論論論論論論論論	論 III	1 1 1 1 1 1 1	
門		地成成成成成成老	域人人人人人人人	· 看看看看看看	E 看護護護護護護	看護学学学学学	護援援援援援援	援 学 助助助助助 概概助	助概論論論論論論論	論 III	1 1 1 1 1 1 1	

		小	児	看	護	学	援	上	力 論	Ι	1	1
		小	児	看	護	学	援	上	力 論	$\Pi$	1	3
		小	児	看	護	学	援	. 助	力 論	$\coprod$	1	1
	母性看護学	母	性	看	護		学	概	論	Ι	1	3
		母	性	看	護		学	概	論	$\Pi$	1	1
		母	性	看	護	学	援	上	力 論	Ι	1	ć
		母	性	看	護	学	援	上	力 論	$\Pi$	1	9
	精神看護学	精	神	看	護		学	概	論	Ι	1	1
		精	神	看	護		学	概	論	$\Pi$	1	1
		精	神	看	護	学	援	. 助	力 論	Ι	1	ć
		精	神	看	護	学	援	. 助	力 論	$\Pi$	1	ć
	看護の統合と実践	看	護	0)	統	合	ح	争	ミ 践	I	1	1
		看	護	0)	統	合	と	身	ミ 践	$\Pi$	1	-
		看	護	0)	統	合	ح	ᢖ	ミ 践	$\coprod$	1	-
		看	護	0)	統	合	と	争	ミ 践	IV	1	
		看	護	0)	統	合	と	身	ミ 践	V	1	-
		,	小		計						49	(1,1'
	基礎看護学	基	礎	看	護		学	実	習	Ι	1	2
		基	礎	看	護		学	実	習	$\Pi$	2	Ç
	地域・在宅看護論	地	域·	在	宅	看	護	論	実 習	Ι	2	(
臨		地	域·	在	宅	看	護	論	実 習	$\Pi$	2	(
比前	成人看護学	成	人	看	護		学	実	習	Ι	2	(
地		成	人	看	護		学	実	習	$\Pi$	2	Ć
地		成	人	看	護		学	実	習	$\coprod$	2	Ć
実	老年看護学	老	年	看	護		学	実	習	Ι	2	Ç
夫		老	年	看	護		学	実	習	$\Pi$	2	Ć
習	小児看護学	小	児	看	<b></b>	護		学	実	習	2	Ć
百	母性看護学	母	性	看	旨	護		学	実	習	2	(
	精神看護学	精	神	看	f	護		学	実	羽	2	Ć
	看護の統合と実践	統		<u>/</u>	<u>}</u>			実		習	2	Ć
		/	小		計						25	(1,04
		総				計					110	

(注) 1単位の授業時間数は、講義 15 時間から 30 時間、臨地実習は 30 時間から 45 時間とする。 別表第三を次のように改める。

別表第3 (第5条関係)

(准看護学科)

	科 目	時間数
	論理的思考の基盤	35
基	国語	(10)
45	英語	(10)
礎	情報の基本的取り扱い	(15)
	人間と生活・社会	35
分	地域社会と人の暮らし	(19)
	接遇	(10)
野	音楽のある生活	(6)
	小計	70

令和 4 年 3 月 25 日 (金曜日)

専	人体のしくみと働き	105
門	栄養	35
基	薬理	70
一	疾病の成り立ち	105
分	保健医療福祉のしくみ	20
野	看護と法律	15
到	小 計	350
	基礎看護	385
	看護概論	(70)
	基礎看護技術	(245)
	臨床看護概論	(70)
専	成人看護	140
	老年看護	70
門	母子看護	70
	精神看護	70
分	小計	735
	臨地実習	735
野	基礎看護	(210)
	成人看護	(385)
	老年看護	
	母子看護	(70)
	精神看護	(70)
	小 計	735
	総計	1,890

選 選

(搖行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過指置)

- ついて適用し、施行日前に入学した者については、なお従前の例による。2 改正後の別表第一及び別表第三の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入学した者に
- す。修したときは、改正前の別表第一及び別表第三に規定する教育課程、単位数及び授業時間数を履修したものとみなであって改正前の別表第一及び別表第三に規定する教育課程、単位数及び授業時間数に相当すると認めるものを履3 施行日前に入学した者については、改正後の別表第一及び別表第三に規定する教育課程、単位数及び授業時間数

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

◆性団年三十五

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県規則第十七号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則

から六月までにあつては、前々年分)の所得税)」を削る。でにあつては、前々年分)の所得税)」を削り、同条第四号中「(別表第三にあつては、所得税法による前年分(一月第二条第三号中「(別表第三にあつては、所得稅法 (昭和四十年法律第三十三号) による前年分(一月から六月ま石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和三十九年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一注中の及びいを削り、口をりとする。

別表第二中

所得割の額が12,000円以下 である世帯

所得割の額が1円から 12,000円までである世帯

に改め、同表注中了及び8を削り、

のないとする。

記帐<br />
別表第3 (第2条、第3条関係)

		714	TET A	徴収月額				
			区分	基準額	加算基準額			
A THE EX				円	円			
A 階層				0	0			
B 階層				2,200	220			
C 階層				4,500	450			
	1	所得割の年額	3,000 円以下	5,800	580			
	2	所得割の年額	3,001 円以上 5,800 円以下	6,900	690			
	3	所得割の年額	5,801 円以上 8,700 円以下	7,600	760			
	4	所得割の年額	8,701 円以上 13,000 円以下	8,500	850			
	5	所得割の年額	13,001 円以上 17,400 円以下	9,400	940			
	6	所得割の年額	17,401 円以上 22,400 円以下	11,000	1,100			
	7	所得割の年額	22,401 円以上 28,200 円以下	12,500	1,250			
	8	所得割の年額	28,201 円以上 58,400 円以下	16,200	1,620			
	9	所得割の年額	58,401 円以上 75,000 円以下	18,700	1,870			
	10	所得割の年額	75,001 円以上 96,600 円以下	23,100	2,310			
	11	所得割の年額	96,601 円以上 121,800 円以下	27,500	2,750			
D 階層	12	所得割の年額	121,801 円以上 175,500 円以下	35,700	3,570			
	13	所得割の年額	175,501 円以上 221,100 円以下	44,000	4,400			
	14	所得割の年額	221,101 円以上 380,800 円以下	52,300	5,230			
	15	所得割の年額	380,801 円以上 549,000 円以下	80,700	8,070			
	16	所得割の年額	549,001 円以上 579,000 円以下	85,000	8,500			
	17	所得割の年額	579,001 円以上 700,900 円以下	102,900	10,290			
	18	所得割の年額	700,901 円以上 849,000 円以下	122,500	12,250			
	19	所得割の年額	849,001 円以上 1,041,000 円以下	143,800	14,380			
	20	所得割の年額	1,041,001 円以上	全額	左の基準額の10パーセント に相当する額。ただし、その 額が17,120円に満たない場 合は、17,120円			

## 注

- 1 徴収月額の決定の特例
  - (1) 同一世帯から2人以上の対象児童がいるときは、その月の徴収月額の最も多額な対象児童については基準額を、その他の対象児童等については、加算基準額を徴収基準額とする。
  - (2) 入院又は通院期間が、1箇月未満のものについては、徴収月額又は加算月額は、更に次の日割計算による。 基準月額× (その月の入院 (通院) 期間/その月の実日数)
  - (3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額又は支払命令額の決定は行わない。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額又は支払命令額を決定する。
- 2 これらの表において「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいうものとし、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用

石 川 県 公 報 令和 4 年 3 月 25 日 (金曜日) 外 しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、そ の額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た所得割の額又は均等割の額とする。 3 これらの表において「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、県が支弁すべき額又は費用総額か ら医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に よる負担額を差し引いた残りの額とする。 室 副 この規則は、公布の日から施行する。